

流山市農業委員会
令和5年第4回
総会議事録

令和5年4月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和5年第4回総会議事録

- 1 期 日 令和5年4月11日（火）
- 2 場 所 流山市役所庁議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 2番 池田 操代
3番 金子 文雄
- 5 出席農業委員（委員12名）

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員（委員0名）
- 7 出席農地利用最適化推進委員（委員3名）

1地区 藍川 治助	2地区 小林 常男
1地区 染谷 文夫	
- 8 欠席農地利用最適化推進委員（委員1名）

2地区 森田 元彦	
-----------	--
- 9 書記名 事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局主査 野口 翔子
事務局主事 大屋 真愛
事務局主事 窪田 優成
- 11 会議目次

議案第14号	農業委員会事務局職員の任免について……………	1
議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）<継続審査>	2
議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について……………	4
議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）……………	5
議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）……………	5
議案第18号	農用地利用集積計画の決定について……………	8
議案第19号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について……………	11
議案第20号	農地所有適格法人報告書の提出について……………	12
議案第21号	農地利用最適化推進委員の候補者決定について……………	13
報告第12号	合意解約の通知について……………	15
報告第13号	転用許可に伴う工事完了の報告について……………	15
報告第14号	農地取得加減面積の廃止について……………	16
報告第15号	流山市農業委員会事務局規定の一部改正について……………	17
報告第16号	専決処理の報告について……………	17

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和5年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

2番 池田委員、3番 金子文雄委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、継続審議の議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」および議案第14号「農業委員会事務局職員の任免について」から議案第20号「農地所有適格法人報告書の提出について」および、右上に「議案書(別冊)」と書かれた議案書にあります議案第21号「農地利用最適化推進委員の候補者決定について」までのあわせて9議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第12号「合意解約の通知について」から報告第16号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 議案第14号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第14号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

令和5年4月11日提出

本案につきましては、令和5年4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があることから、承認を求めるものであります。

転出する者ですが、農業委員会事務局主事 小田 嵩です。

次に、農業委員会事務局次長補佐に鈴木 正寿 農地係長と兼任で係長からの昇格です。

次に、転入する者ですが、はじめに農業委員会事務局主事に大屋 真愛です。

旧所属は、健康福祉部介護支援課主事です。

次に農業委員会事務局主事に窪田 優成です。

旧所属は、上下水道局下水道建設課主事です。

御説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案については、4月1日付けの人事異動に伴うものです。

本案について、原案のとおり任免することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

(午後3時5分 転出者入室)

○水代会長 再開いたします。

それでは、皆様から御挨拶をいただきたいと思います。

転出者小田主事、転入者大屋主事、窪田主事 挨拶(略)

○水代会長 どうもありがとうございました。

今後の御活躍を御期待申し上げます。

暫時休憩いたします。

(午後3時8分 転出者退室)

○水代会長 再開いたします。

次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について(継続審議)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページを御覧ください。

議案第11号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)(継続審議)次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年4月11日提出

本案は、先月(令和5年3月)の総会で継続審議となった案件です。

権利者は、松戸市に所在する法人です。

申請地は、駒木台の畑5筆 合計転用面積3,489平方メートルです。

権利の種類は、所有権の移転で転用目的は販売用の車両置場とするものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」(継続審議)について御報告いたします。

本案につきましては、令和5年第3回総会の議案となったもので、継続審議となった案件です。

申請者より、変更した図面等の提出があったため、今回議案といたしました。

しかしながら、ヒアリングの際に、申請関係者より地元自治会との間で、協議事項が生じたため、再度継続審議をお願いしたいと申し出がありました。

そのため、本案については、全会一致をもって『継続審議』という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第10番(岡田委員) 地元自治会との協議の内容について、詳しく説明をお願いします。

◎事務局(染谷次長) 今回、駒木台のこちらの現場については、地元自治会と協議事項が発生したというその内容ですが、具体的には出入り口の前面道路は通過車両も多いので、さらに安全対策を講じることで、土地利用計画の内容が変更になる可能性があるため、申請者側から継続審議の依頼があったものです。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号については継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号については継続審議とすることに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第15号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年4月11日提出

今月の申請は2件です。

議案の1番と2番は権利者が同一のため一括して御説明いたします。

本案については、先月の総会で御審議いただき、許可相当となり令和5年3月16日付で許可した案件です。

しかし、許可後に権利者が亡くなったことにより、所有権移転登記ができないため、御家族の方が権利者となり再度申請がなされたものです。

権利者は流山市上新宿新田の方で、職業は農業です。

申請地は、上新宿の畑3筆、合計面積1,996平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、3ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件ですが、権利者が同一のため一括して御報告いたします。

本案については、現地調査及び申請関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北西約1.2キロメートルに位置している畑3筆 合計面積1,996平方メートルです。

申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、1坪あたり5万1,000円とのことでした。

申請地の畑は、スクリーンに投影している写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.7ヘクタールで農業従事者は3名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については労働力の確保及び農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」および議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページを御覧ください。

議案第16号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年4月11日提出

今月の申請は1件ですが、本案は次の農地法第5条許可申請の1番の案件と関連があるため、一括して御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

議案第17号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年4月11日提出

今月の申請は3件です。

始めにこの議案の1番と、先ほどの農地法第4条の許可申請は関連があるため、一括して御説明いたします。

始めに、第4条の申請者及び第5条の権利者は、それぞれ流山市下花輪にお住いの方です。

申請地は、下花輪の畑1筆、転用面積は全体で1,086.19平方メートル、転用目的はそれぞれ専用住宅を建築するものです。

第5条申請の権利の種類は、使用貸借権の設定です。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番と3番は、権利者が同一のため一括して御説明いたします。

本案については、先ほどの第3条許可と同じく、先月の総会で御審議いただき、許可相当となり、令和5年3月16日付で許可した案件です。

しかし、許可後に権利者が亡くなったことにより、所有権移転登記ができないため、御家族の方が権利者となり、再度申請がなされたものです。

権利者は、流山市上新宿新田にお住まいの方です。

申請地は、上新宿の畑3筆、転用面積は1,105.1平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は専用住宅を建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の7ページと8ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく御願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」および議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが第4条で1件、第5条で3件です。

本案についても、現地調査と申請者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

始めに4条の許可申請と5条の1番については、関連があるため、一括して御説明いたします。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、流鉄流山線流山駅の北約1.6キロメートルに位置し、南側に下花輪の集落が所在し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地と判断いたしました。

なお、第1種農地は、原則、許可をすることができない農地ですが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」は、例外的に許可ができることとなっています。

転用目的は専用住宅を建設しようとするものです。

申請者は、第4条・第5条とも、流山市下花輪にお住まいの方で、年齢は第4条の

申請者が84歳、第5条の権利者は第4条申請者の子の夫婦であり、56歳と55歳です。

第5条の権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請理由については、周辺で開発行為の計画が検討されており、申請者の居住地についても事業協力を求められ、近接にある第4条申請者の自己所有地にそれぞれの住居を移転するために申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

木造平屋建てと木造2階建て住宅を各1棟ずつ建築する計画です。

土砂等の流出対策については、周囲をL型擁壁やコンクリートブロックの土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は宅内に浸透枥を設置し、汚水および雑排水は合併浄化槽で処理後、隣接の水路に放流するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路と現在の居住地、東側から南側は水路、西側は土手となっています。

次に、資金計画ですが、造成費が約5,700万円、建設費が約1億7,000万円で、全額借入でまかなうとのこと、資金に関する確約書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法と市残土条例が該当し、現在手続き中です。

続いて、第5条の2番と3番については、関連があるため一括して御説明いたします。

本案については、事務局から説明がありましたとおり、先月(令和5年3月)許可した案件について、同じ世帯の別の方の名義で、再度申請があったものです。

申請関係者からのヒアリングを行ったところ、先月(令和5年3月)許可を受けた方が亡くなったため、他の家族の名前で申請したもので、それ以外の内容は前回申請と変わらないとのことでした。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条、第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入りますが、内容が第4条許可と第5条許可の両方に関連する事案ですので、質疑の前に事務局から地図を使いながら内容を整理してもらう一度内容の整理をお願いします。

染谷次長。

◎**染谷次長** スクリーンを御覧ください。

農地法第4条許可申請は、自分の土地を農地転用する行為、第5条許可申請は所有権の移動や使用貸借権など権利移動が伴う農地転用行為です。

今回、2件同時に申請がなされたものです。

申請者は、下花輪に現存する農家住宅と分家住宅で、親の住宅と子の住宅ですが、隣接する開発事業関連のため南側に隣接する農地に移転をして、それぞれ専用住宅を建築するものです。

親の住宅については、農地法第4条許可申請で土地の所有者が御自分の土地に自分で建物を建てる。

子の住宅については、農地法第5条許可申請で、親の土地に使用貸借で専用住宅を建てるという申請内容です。

○**水代会長** 農家集落の点について、補足説明をお願いします。

◎**染谷次長** 申請地周辺は、新川耕地と言われる第1種農地に区分される優良農地で、原則農地転用許可はできない農地ですが、既存のこちらの2軒は、南側にある下花輪の集落に接続されている地区で、さらに南側に移る形態なので農地転用が例外的に認められると判断されます。

さらに、第5条の2番と3番についてですが、先月(令和5年3月)総会の第3条許可と第5条許可案件で、申請者は上新宿新田周辺の開発事業計画へ協力することから、上新宿新田から上新宿に農業の拠点を移して、農地を取得し、さらにその農地の隣に専用住宅を建設する内容で申請がなされ許可されたものです。

しかしながら、許可を出した翌日に96歳になられる申請者の方がお亡くなりになり、権利者を奥様に変更して再度申請がなされた経緯です。

権利者のお名前以外は、許可内容と同一の内容となります。

○**水代会長** 皆さん、お判りになりましたでしょうか。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○**水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号および議案第17号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第16号および議案第17号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○**水代会長** 続いて、議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の6ページをお開きください。

議案第18号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和5年4月11日提出

今月の申請は更新が3件です。

始めに、議案の1番の権利者は、松戸市にお住まいの方です。

対象となる農地は、平方の畑2筆、合計面積1,800平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は流山市南にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田1筆、面積は1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は使用賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案3番の権利者は流山市東深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田2筆、合計面積は1,688平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○**石井委員長** 議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が3件です。

始めに、1番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は75歳です。

農業従事者は6名で、農業従事日数は200日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、2番ですが本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は61歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は365日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。
次に、3番ですが本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は68歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおりで稲刈済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保及び農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の2番については、鈴木委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後3時40分 鈴木委員退席)

○水代会長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第18号の2番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後3時41分 鈴木委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番及び3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号の1番及び3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第18号の1番及び3番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第19号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第19号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
次のとおり、現況証明願があったので審議を求めます。

令和5年4月11日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、東京都にお住まいの方です。

申請地は、青田の登記地目 畑2筆 合計面積31.17平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

本件は、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、12ページと13ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第19号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の東約1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が令和3年に相続により取得した土地で、昭和42年以前より配置図のように、宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております昭和42年8月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第20号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第20号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和5年4月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市深井新田にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、作成しております。

確認書の表に、令和5年2月24日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、0.4ヘクタールです。

法人形態は、非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売及び農作業等の受託です。

売上高は、全体の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりました。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は1名であり、従事日数は、200日で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の14ページから16ページになります。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第20号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第21号「農地利用最適化推進委員の候補者決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 別冊と書かれた議案書の1ページをお開きください。

議案第21号

農地利用最適化推進委員の候補者決定について

農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定する、流山市農業委員会の次期農地利用最適化推進委員の候補者を次のとおりとすることについて、意見を求める。

令和5年4月11日提出

本案につきましては、令和5年7月19日に現在の農地利用最適化推進委員の任期が満了となるため、次期推進委員に委嘱する候補者の決定を行うものです。

選考については、推進委員選考特別委員会規約に基づき、選考委員会を開催し、ご審議頂きました。

なお、本案が承認された場合、応募者の方には、合否の通知を行う予定です。

また、正式な農地利用最適化推進委員の委嘱については、令和5年7月20日の新農業委員による総会に諮り、承認後となります。

御説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員長である私から審議結果について報告いたします。

令和4年9月21日から10月18日まで推薦の求め及び公募を行ったところ、旧流山町及び旧八木村を中心とする第1地区には、定数2名のところ2名の推薦があり、旧新川村を中心とする第2地区には、定数2名のところ2名の推薦がありました。

本案の審議にあたっては、選考基準に従い1月11日に選考を行いました。

その結果、全会一致で議案書のとおり、各地区2名ずつ計4名に決定するという結論に達しました。

御報告は以上です。

なお、本案については、藍川委員、染谷文夫委員、森田委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

藍川委員、染谷文夫委員の退席を求めます。

(午後3時54分 関係委員退席)

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第21号については、原案のとおりと決定いたしました。

ありがとうございました。

藍川委員、染谷文夫委員の除斥を解きます。

(午後3時55分 関係委員入室)

○水代会長 次に、報告第12号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第12号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和5年4月11日報告

合意解約が行われました農地は、西深井にあります畑1筆、平方にあります田2筆の計3筆 合計面積2,350平方メートルです。

合意解約通知書の受付日は、1番が令和5年3月9日、2番が令和5年3月20日です。

議案案内図につきましては、17ページ、18ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第13号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第13号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和5年4月11日報告

今月の工事完了報告は、3件です。

1番は、令和4年9月の総会で審議がなされ、令和4年9月14日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページにございます。

2番は、令和4年11月の総会で審議がなされ、令和4年11月16日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の21ページと22ページに

ございます。

3番は、令和4年7月の総会で審議がなされ、令和4年7月15日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の23ページと24ページにございます。

1番につきましては、3月6日に第1小委員会の委員の皆様にご現地を御確認いただきました。

2番及び3番につきましては、3月8日に岡田委員と中嶋委員にご現地を御確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第14号「農地取得下限面積の廃止について」報告を求めます。
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをお開きください。

報告第14号

農地取得下限面積の廃止について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により廃止したので報告する。

令和5年4月11日提出

これまで、農地法第3条の許可要件に、一定面積以上耕作するという下限面積要件がありました。

しかし、この要件を定めていた農地法第3条第2項第5号が削除されたため、農地の権利取得について、下限面積要件がなくなりました。

また、これまでは、この下限面積について農地法施行規則に基づき、農業委員会で別段の面積を定めることができ、流山市ではこれまで30アールとしてきました。

しかしながら、下限面積要件の削除に伴い、この別段の面積も廃止することとなったため、所定の手続きを行いました。

御報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第15号「流山市農業委員会事務局規程の一部改正について報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第15号

流山市農業委員会事務局規程の一部改正について

流山市農業委員会事務局規程の一部を改正したので、報告する。

令和5年4月11日報告

本件につきましては、農地法の改正に伴い、引用号数が変更となったことに伴う改正です。

別紙の新旧対照表をご覧ください。

(別紙資料再配布まで暫時休憩としました。)

説明を再開します。

流山市農業委員会事務局規程では事務局長専決の事項として農地法第4条と第5条の届出を定めています。

この条項について、「農地法第4条第1項第8号」が「農地法第4条第1項第7号」に、「農地法第5条第1項第7号」が「農地法第5条第1項第6号」にそれぞれ変更となりました。

規程の改正に関する報告は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第16号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の15ページをお開きください。

報告第16号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月11日報告

はじめに、1. の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、8件 9筆 合計面積2,786平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2. の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、13件 188筆 合計面積102,119平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が8件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が8件、マンションの区分所有が5件の計13件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時20分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和5年4月11日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 池田 操代

流山市農業委員会委員 金子文雄